

京都市上下水道局告示第 6 号

地方公営企業法第 33 条の 2 及び地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定により水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収事務の一部を委託することとしましたので、地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 1 項及び地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定の規定に基づき告示します。

平成 31 年 4 月 1 日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 委託の相手

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 8 番 33 号

株式会社エコシティーサービス

2 委託の範囲

(1) 水道料金等の納入の受領

(2) その他前各号に付帯する事務

3 委託する地域

京都市水道事業条例第 1 条の 3 に定める区域

4 委託の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)